



産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2023年6月8日

（宛先）

埼玉県北部環境管理事務局長

報告者 住友林業ホームテック(株)埼玉北支店

埼玉県熊谷市筑波1-204吉見ビル1階

支店長 小坪 良知

（電話番号048-501-0333）

5

令和4年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社 埼玉北支店
事業場の所在地	埼玉県熊谷市筑波1-204吉見ビル1階
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
変更の概要	従業員、管理体制図の変更
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	6億3千万円
③ 従業員数	22人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず→破碎（委託）→燃料チップとして再利用 木くず→焼却（委託）→最終処分場で埋立処分 廃プラスチック・紙くず→破碎・溶融固化（委託）→RPF 廃プラスチック→切削加工（委託）→ナイロン原料として再生 廃石膏ボード→破碎（委託）→石膏ボード原料として再利用 がれき・ガラ陶→破碎（委託）→再生砕石 畳くず→切断・破碎（委託）→堆肥化

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
\*別紙の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	*別紙の通り	
	排 出 量	4 4 1 t	t
	(これまでに実施した取組) 梱包材を仮設養生材として利用 廃石膏ボードを再生可能な状態で保管		
② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	*前年と同様	
	排 出 量	4 3 0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 梱包材・養生材の再利用を行い新規養生材の使用抑制を行う。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクルに向け廃棄物種類別のガラ袋を用意し、分別時に分かりやすくした。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みの継続

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	*別紙の通り	
	全処理委託量	441 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	427 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託している処分場に不備がないか現地確認を行い、踏査記録を保管している。		

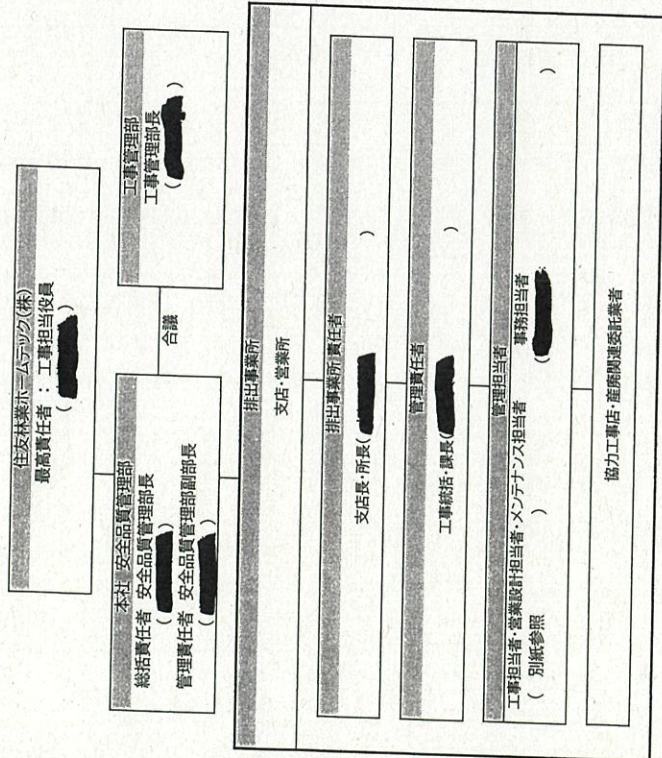
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	*前年度と同様	
	全処理委託量	430 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	387 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定企業への委託 高リサイクル率の企業への委託		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 産業廃棄物管理体制図  
産業廃棄物管理規程-第6章-第13条に基づく編制として、以下のとおり、定める。



(用語の定義)  
 ①「産業廃棄物」とは、廃棄法第2条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。  
 ②「排出事業所等」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所以外的に産業廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所以外的に産業廃棄物を排出する場所を指す事業所をいう。

※事務所一般廃棄物は総務部に別添で定める。  
 ※事務所一般廃棄物は紙くす、木くす、繊維くす(天然繊維に限る)が該当。化学繊維製品は廃プラスチックとして排出。

2. 役割  
産業廃棄物管理規程および職務権限規程に基づく役割は、以下のとおり。

安全品質管理部	
① 産業廃棄物管理に関する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・教育に関する事項	●
② 産業廃棄物の適正処理に関する規程、管理体制作等の制定改善	●
③ 処理業務遂行のための情報収集、指示、検査、助言、及び社内関係部署との連絡調整	●
④ 廃棄法及び関係法令等の研究及び行政官庁との連絡調整	●
⑤ 産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析	●
⑥ 法令・行政庁の指導内容の周知	●
⑦ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議	●
⑧ 住友林業側主要部署との連絡調整	●

工事管理部	
以下の業務において、合議承認を要する	
① 産業廃棄物管理に関する会社の基本方針の作成	●
② 産業廃棄物の適正処理に関する規程、管理体制作等の制定改善	●
③ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議	●

排出事業所(支店・営業所) 排出事業所責任者(排出事業所の長)	
① 会社方針に則した支店の方針に関する事項	●
② 排出事業所等の産業廃棄物管理に関する事項を統括する	●
③ 産業廃棄物管理(管理責任者、管理担当者)並びに、必要に応じて特別管理産業廃棄物(責任者)の任命	●
④ 取引関係における排出事業者責任の把握及び当該責任に係じた産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協	●
⑤ 支店内産業廃棄物処理委託業者の採用に関する事項	●
⑥ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結	●
⑦ 社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整	●
⑧ 管理責任者(排出事業所の工事統括)	●

支店・営業所 ※1 統括部	※2 統括部 担当部長 (工事)
支店・営業所 課長 工事管理職	●
① 産業廃棄物処理の現場実務の指示、指導及び助産	●
② 産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存及びその報告	●
③ マニフェスト(産業廃棄物管理票)の処理、管理及び保存	●
④ 産業廃棄物に関する委託契約書の作成、更新管理及び保存	●
⑤ 産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の監査、請査、選定及び教育	●
⑥ 従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の実施	●
⑦ 廃棄法及び関係法令に依り、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項	●
管理担当者・事務担当者	●

支店・営業所 ※3	統括部 事務担当 課長、副課長
① 電子マニフェスト登録、期限管理	●
② マニフェスト(産業廃棄物管理票)等の交付	●
③ 産業廃棄物の分別及び引渡し時の確認	●
④ 協力工事店等の下請業者の監督及び指導	●
⑤ 産業廃棄物の保管基準遵守に関する事項	●
⑥ 産業廃棄物の発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用の推進	●

●は責任者、○は副責任者とする。副責任者は責任者に協力して業務に当たる。  
 ※1 統括部傘下の支店を含む。  
 ※2 統括部傘下の支店の副責任者となる。  
 ※3 統括部傘下の支店を除く。

	管理担当者
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	

2023.1.1  
現場担当となる可能性のある営業・設計、  
メンテナンス担当も全員記載のこと